加茂文化協会規約

(名 称)

第1条 本会は、加茂文化協会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長の指定する場所に置く。

(目 的)

第3条 本会は、芸術・文化の振興により豊かな市民生活の向上に寄与し、各文化団体及び個人が提携 して活発な文化活動を行い加茂市文化活動の振興と向上を図ることを目的とする。

(会員組織)

第4条 本会は、前条の目的に賛同する文化団体及び個人をもって組織する。

(会費)

- 第5条 本会は年会費を徴収する。年会費は次のように定める。
 - (1) 会費は年額600円(1団体登録および個人会員)とする。 ただし、2団体以上に登録している場合は、2団体目以降300円とする。
 - (2) 既納の会費は、いかなる場合があっても返還しない。

(事業)

- 第6条 本会は、目的達成のために次の事業を行う。
 - (1) 市民文化祭等開催するための活動と協力
 - (2) 文化講演会等開催するための活動と協力
 - (3) 関係機関、諸団体との連絡協調、事業共催又は後援
 - (4) その他目的達成のための必要な事業

(役 員)

- 第7条 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会 長 1名
 - (2)副会長 若干名
 - (3) 理 事 若干名
 - (4) 評議員 若干名
 - (5) 監事 2名
 - (6) 幹事若干名

(役員の任務)

- 第8条 本会の役員の任務は、次のとおりとする。
 - (1)会長は、本会を代表し、会務を総理する。
 - (2) 副会長は、会長事故あるときは理事会を経て副会長の中より代行者を出す。
 - (3) 理事は、本会規約に定める事項を行うほか、本会の業務を審議し、その執行に当たる。
 - (4) 評議員は、本会規約の定めた事項を行うほか、会長が付議した事項を承認し、本会の事業の推進に当たる。
 - (5) 監事は、本会の会計及び会務を監査する。
 - (6) 幹事は、本会の事務を担当する。

(役員の選出方法及び任期)

- 第9条 本会の役員の選出方法及び任期は次のとおりとする。
 - (1) 会長は、総会において選任する。
 - (2) 副会長は、会長が委嘱して総会の承認を得る。
 - (3) 理事は、加盟団体から選出される。また、会長は、選出理事のほか、適当な者を理事会に諮り 理事に委嘱することができる。
 - (4) 評議員は、加盟団体から選出される。
 - (5) 監事は、会長が委嘱して総会の承認を得る。
 - (6) 幹事は、会長が委嘱して総会の承認を得る。
 - (7) 加盟団体から選出される理事、評議員の定数等については別に定める。
 - (8) 本会の役員の任期は2年とする。ただし再任は妨げない。
 - (9) 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - (10) 役員は、任期満了後においても後任者が就任するまで、その職務を行う。

(顧問及び相談役)

第10条 本会に顧問及び相談役を置くことができる。顧問及び相談役は理事会の推薦により会長が委嘱 する。

(会議)

- 第11条 本会の会議は、理事会及び総会とし、会長が招集する。
 - 2 理事会は、理事をもって構成し、審議する事項は、おおむね次のとおりとする。
 - (1)総会付議事項の審議・決定
 - (2) 事業計画及び予算等の立案
 - (3) 事業の推進
 - (4) 団体の加入、脱退の承認
 - (5) その他本会の運営に関する必要な事項
 - 3 総会は、理事及び評議員をもって構成し、議決する事項は次のとおりとする。
 - (1) 会則の改廃
 - (2) 事業の決定
 - (3) 予算及び決算
 - (4) その他重要事項
 - 4 理事会は必要に応じ開催し、総会は年1回開かなければならない。
 - 5 会長が必要と認めたときは、会議を招集することができる。
 - 6 前項の規定にかかわらず、理事会は理事の過半数、総会は理事及び評議員の3分の1以上の者から会議の目的事項を示して請求のあった場合はそれぞれの会議を開かなければならない。
 - 7 会議の定足数は、会議を構成するもののうち過半数の者が出席しなければ会議を開くことができない。ただし、同一事項について再度招集したときはこの限りでない。
 - 8 会議の議事は、出席の過半数の議決をもって定め、可否同数のときは議長がこれを定める。
 - 9 役員がやむを得ない理由のため会議に出席できないときは、他の役員に議決権を委任することができる。この場合委任した役員は、出席したものとみなす。
 - 10 本会は、事業遂行のため各種の特別委員会を設けることができる。
 - 11 会議の議長は、会長若しくは会長が指定する役員があたる。

(専 決)

- 第12条 会長は、理事会又は総会を招集する日時がないとき、第5条に掲げる事業及び会務を専決す ることができる。
 - 2 会長は、前項の規定により専決した事業及び会務については、次の会議に報告しその承認を求めなければならない。

(全 計)

- 第13条 本会の経費は、会費収入、事業収入、寄附金、その他をもって充てる。
 - 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

附 則

この規約は、昭和52年10月28日から実施する。

附 則

この規約は、昭和53年4月1日から実施する。

附 則

この規約は、昭和54年7月14日から実施する。

(一部改正 第6条2)

附 則

この規約は、昭和60年3月27日から実施する。

(一部改正 第8条7)

附 則

この規約は、昭和63年4月24日から実施する。

(一部改正 第10条9)

附 則

この規約は、平成4年6月1日から実施する。

(一部改正 第1条、第7条、第8条、第10条、第11条、第12条削除)

附 則

この規約は、平成12年6月1日から実施する。

(第11条(会計)を第12条とし、第11条(専決)を新たに設ける。)

附 この規約は、平成29年7月10日から実施する。 (一部改正 第7条2)

附 則 この規約は、令和4年6月27日から実施する。 (一部改正 第4条の次に第5条を加え、第5条から第12条まで以上づつ

繰り下げる。第7条2を改める。)